

9. 教育職員免許状・各種資格の取得について

教育職員免許状

農学部において取得できる教育職員免許状及び取得方法については、以下のとおりである。従って、教育職員免許状を取得しようとする者は、入学当初より履修計画を立てる必要がある。

1. 免許状の種類及び教科等

学科	免許の種類	教科	必要修得単位数※2						合計	
			教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目			大学が独自に設定する科目
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法			教育実習	教職実践演習		
生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	理科	20+12 ※1	4	10	8	3	2	(12) ※1	59
応用生命科学科		農業								

※1. 大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超える単位又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうち23単位を超える単位で修得する。

ただし、本学部においては特別な事情がない限り「教科に関する専門的事項」の修得をもってあてる。

※2. 「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位の半数までは、「教科に関する専門的事項」の単位の修得をもって替えることができる。ただし、この場合でも「各教科の指導法」は1単位以上、「教育の基礎的理解に関する科目」は4単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は5単位以上、「教育実習」は2単位以上修得する必要がある。

2. 免許状の教科別修得必要単位数及び履修年次等

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

① 教科に関する専門的事項

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	備 考
理 科	物 理 学	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	化 学 学	1 単位以上	
	生 物 学	1 単位以上	
	地 学 学	1 単位以上	
	物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	} 1 単位以上	
	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)		
	生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)		
地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)			
必 要 修 得 単 位 数 合 計	32		
農 業	農 業 の 関 係 科 目	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	職 業 指 導	4 単位	必修科目
必 要 修 得 単 位 数 合 計	32		

(注) 1. 学科（コース）別専門科目表（17ページ～31ページ）の「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」であるので、それらの中から選択して履修すること。

2. なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修科目であるので必ず履修すること。

② 各教科の指導法

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業
各教科の指導法	(中等) 理科教育法Ⅲ	2	2～3	○	
	(中等) 理科教育法Ⅳ	2	2～3	○	
	農業科教育法Ⅰ	2	2～3		○
	農業科教育法Ⅱ	2	2～3		○
	計	4			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目 等

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業	備考
教育の基礎的理解に関する科目	(中等) 教育の原理	2	2~4	○	○	教職教養科目
	(中等) 発達と学習	2	2~4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教育と社会	2	3~4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教職入門	2	1	○	○	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	2~3	○	○	
	教育課程論	1	3	○	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	1	3	○	○	
	教育とICT活用	1	3	○	○	
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	3	○	○	
	生徒指導・進路指導	2	3	○	○	
	教育相談	2	3	○	○	
教育の基礎的理解に関する科目	教育実習事前・事後指導	1	3~4	○	○	
	教育実習Ⅱ	2	4	○	○	(注)卒業単位に含むことはできない。
	教職実践演習(中・高)	2	4	○	○	
	計	23				

- (注) 1. ○が付してある科目を履修すること。
2. 教育実習Ⅱの単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

※教育実習

4年次に、各自出身高校にて行うが、その申込手続は3年次から次のとおり行う。

- ①教育実習についての説明会及び教育実習希望者登録【3年次の4月】
- ②学生が出身高校へ内諾依頼【3年次の4月～8月】
- ③高等学校からの内諾書を大学に提出【3年次の9月】
- ④教育実習事前指導【3年次の12月】
- ⑤大学から実習予定校へ委託手続き【4年次の4月】
- ⑥教育実習(2週間)【4年次の5月・6月、又は9月】
- ⑦教育実習事後指導【4年次の後期】

〔注〕教育実習等、「教育職員免許状」の取得に必要な履修方法及び手続き方法については、改めて各年次で詳細にガイダンスを行う。

教育学部以外の教育実習の受講資格に関する申合せ

平成29年9月8日制定
令和2年2月28日改正
教職センター運営委員会

教育実習を受講するに際しては、3年後期（教育実習実施前年度後期）までに、次の要件を満たしていること。

- 1 教員採用試験を受験する強い意志
- 2 教育実習事前指導の履修
- 3 教職入門の2単位、教科教育法（Ⅰ～Ⅳのいずれか）2単位の修得
- 4 上記3以外の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、中学：12単位以上、高校：10単位以上の修得
- 5 教員免許状取得に必要な教養科目（日本国憲法、健康体育実技Ⅰまたは健康体育実技Ⅱ、健康体育演習、英語コミュニケーション、情報処理・データサイエンス演習）8単位のうち、5単位以上の修得
- 6 その他、上記の科目も含めて、各学部で定めた所定の単位数以上の修得
- 7 麻疹の予防接種、健康診断の受診
- 8 学研災付帯賠償責任保険への加入

- 付記 1) 本申合せは2020年度入学生より施行し、それ以前の在校生については従前の例による。
- 2) 編入学後に免許科目の取得を始めるなど、考慮すべき事情がある場合は、教務委員会等での承認のもと、上記要件を満たしていない場合でも受講を認めることがある。

(3) 施行規則第66条の6に定める必修科目（教養科目）

区分		授業科目	単位数		年次	備考
			必修	選択		
教 養 科 目	教養展開科目	日本国憲法	2		1～3	
	教養基礎科目	英語コミュニケーション	2		1	
		健康体育実技Ⅰ		1	1～3	} 1科目 } 選択必修
		健康体育実技Ⅱ		1	1～3	
		健康体育演習	1		1～3	
		情報処理・データサイエンス演習	2		1	

【教育職員免許法】抜粋

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

(略)

別表第一 抜粋

免許状の種類		所要資格基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
		基礎資格	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59

【教育職員免許法施行規則】抜粋

第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる

別表第一 抜粋

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各教科に含めることが必要な事項	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	24	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（4）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8（5）
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
			生徒指導の理論及び方法	
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3（2）
			教職実践演習	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		12	

備考

(略)

5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

(略)

第66条の6

免許法別表第一備考第4号に規程する文部科学省で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

(略)